

### 資料 I - 1 - 3 - ① 各府省の基本計画における総合評価方式による評価の方式

各府省が基本計画で定めている総合評価方式についての基本的枠組みは、おおむね基本方針で掲げられている「総合評価方式」に沿ったものとなっている。

府 省 名	総合評価方式による評価の方式
内 閣 府	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式
公正取引委員会	各施策等について、経済的効果をはじめとする政策効果がどの程度みられたか等を様々な角度から総合的に分析・検証する方式
国家公安委員会・警察庁	特定の行政課題について、当該行政課題に係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式
金 融 庁	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式
総 務 省	総合評価方式は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し評価する方式であることから、① 総務省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、② 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、総務省の政策評価を充実する評価方式として活用する。
法 務 省	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析するなど総合的に評価する方式
外 務 省	政策評価に当たっては、政策評価に関する基本方針に定める「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」の3つの方式を踏まえ、評価対象とする政策の特性に応じ、適切な方式を用いるものとする。
財 務 省	特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼とする評価方式（事後評価が中心、テーマによっては事前評価の場合もあり得る。） 行政分野すべてについて「実績評価」を行い、特に重要な政策・施策について「総合評価」を計画的に行う。個別の事務事業については、個々の事業の特性に応じて最も適した評価方法や実施の計画を検討し、「実績評価」や「総合評価」の枠組みの中で評価するものと個別に「事業評価」を行うものを区別して評価を実施していく。
文部科学省	政策の実施から一定期間を経過した後等に、特定のテーマに係る政策・施策等を対象に、政策効果の発現状況や、効果の発現に至る因果関係などを、ロジック・モデル（評価対象となるプログラムを実施することによって、施策・事業の対象にどのように影響を及ぼし、最終的にどのような成果をあげていくのかについて、複数の段階・手順に分けて表現しつつ、それぞれについての一連の関連性を整理・図式化することにより、施策・事業の意図を明らかにするもの。）を適用するなどの方法により様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式
厚生労働省	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。
農林水産省	様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、「政策」や「施策」と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、時々的重要課題に対応して選択的かつ重点的に実施するもの なお、総合評価は、課題によっては、事前評価、事後評価の性格を併せ持ちうるが、基本計画上は、便宜的に事後評価とする。
国土交通省	実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象とし、それらが目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見する方式
防 衛 省	政策の問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

(注) 各府省の基本計画に基づき当省が作成した。

資料 I - 1 - 3 - ②

総合評価方式による評価の目的(ねらい)及び評価においてとらえようとする政策等

総務省では、総合評価方式を用いて同省の主要な政策を評価するほか、分野横断的なテーマ等の評価しようとしており、また、外務省では、総合評価方式を用いて主要な行政目的に係る政策を網羅的に評価しようとしている。その他の府省では、政策の見直しや改善を行おうとする政策に関連した特定のテーマを評価しようとしている。

府省	評価の目的 (ねらい)	評価においてとらえようとする政策等
内閣府	政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。	内閣府の所掌する分担管理事務(注)のうち、各種中長期計画等「政策(狭義)」レベルで捉えることが可能な政策や部局横断的な政策等を対象 (注)内閣府設置法第4条第3項に定める事務
公正取引委員会	施策等の決定後において、その効果を把握し、これを基礎として、施策等の見直し・改善や新たな施策等の企画立案及びその実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。	公正取引委員会の主要な施策等のうち、ある程度長期間にわたる検証を要するものであって、多様な効果が期待されるため、多角的な分析が必要な施策、その重要性から掘り下げた分析が必要な施策等
国家公安委員会・警察庁	政策の決定後、当該政策の見直し・改善、新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を提供する見地から実施する。	特定の行政課題について、以下のような政策について重点的に行う。 ① 社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの ② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ④ 従来の政策を見直しして、新たな政策展開を図ろうとするもの ⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの
金融庁	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。	政策の決定から一定期間を経過した政策を対象とすることとし、具体的な評価対象は、実施計画に規定する。
総務省	①総務省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、 ②分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、総務省の政策評価を充実する評価方式として活用する。	① 総務省の主要な政策 ② 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策
法務省	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析するなど総合的に評価する。	総合評価方式により評価を行う政策の具体的内容及び単位、目標、効果の把握のための指標その他必要な事項については、実施計画で定めている。

府省	評価の目的（ねらい）	評価においてとらえようとする政策等
外務省	<p>政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させる。</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域別外交：26件</li> <li>2 分野別外交：21件</li> <li>3 広報、文化交流及び報道対策：6件</li> <li>4 領事政策：3件</li> <li>5 外交実施体制の整備・強化：2件</li> <li>6 経済協力：5件</li> <li>7 分担金・拠出金：3件</li> </ol>
財務省	<p>行政が国民のニーズや社会経済情勢に的確に対応するためには、政策・施策の効果を具体的に明らかにするとともに、行政として対応を求められる問題点やその原因などを分析し、その解決に資する情報を提供することにより、的確な改善・見直しにつなげていくことが必要である。特に、これまでの取組を見直し、新たな政策展開を行おうとする際には、このような評価が求められる。</p>	<p>実施に当たって重点的に採り上げるものとしては、例えば、次のようなものが挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの</li> <li>② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの</li> <li>③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの</li> <li>④ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの</li> <li>⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの</li> </ol>
文部科学省	<p>政策の実施から一定期間を経過した後等に、特定のテーマに係る政策・施策等を対象に、政策効果の発現状況や、効果の発現に至る因果関係などを、ロジック・モデルを適用するなどの方法により様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価を行うものである。</p>	<p>特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p>
厚生労働省	<p>特定の政策について、その効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う必要のあるもの</li> <li>② 政策体系の施策目標について、主要な制度の新設・改定等を行う必要のあるもの</li> <li>③ 政策体系の施策目標について、当該施策目標の評価指標のモニタリング結果や推移により必要が生じたもの</li> <li>④ 評価法第7条第2項第2号に規定する政策</li> <li>⑤ その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの</li> </ol>
農林水産省	<p>時々の課題に対応するために特定の課題を設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行うものである。</p>	<p>時々の課題に対応して、主として次に掲げる課題について、実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの</li> <li>② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの</li> <li>③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの</li> <li>④ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの</li> <li>⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの</li> </ol>
国土交通省	<p>特定のテーマについて掘り下げた分析を行うことにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得ることを目指すものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象</li> <li>○ 実施テーマは次のものを選定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省の政策課題として重要なもの</li> <li>・ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの</li> <li>・ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの</li> <li>・ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</li> </ul> </li> </ul>

府省	評価の目的（ねらい）	評価においてとらえようとする政策等
防 衛 省	業務遂行のための制度、計画、政策方針等（事業評価の対象となるものを除く。以下「制度等」という。）について、現行の制度等の変更、新たな制度等の制定等の検討の資とするため、制度等の適正性、効果等を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防衛省の業務遂行のための制度、計画、政策方針等</li> <li>○ 次に掲げるものについて実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの</li> <li>・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの</li> <li>・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもの</li> <li>・ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの</li> </ul> </li> </ul>

(注) 各府省の基本計画に基づき当省が作成した。ただし、外務省については、今回送付を受けた評価書に基づいている。